

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年3月26日（平成30年（行個）諮問第54号）

答申日：平成30年10月29日（平成30年度（行個）答申第123号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成29年特定月日付で特定労働基準監督署から通知を受けた労災不支給決定に至った判断基準，経緯のわかる調査結果復命書及び一切の資料」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，東京労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成29年9月22日付け東労発総個開第29-432号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求の趣旨

審査請求人が開示を求めた保有個人情報について全部の開示を求める。

（2）審査請求の理由

審査請求人は，審査請求人が平成29年特定月日付で特定労働基準監督署から通知を受けた労災不支給決定に至った判断基準，経緯のわかる調査結果復命書及び一切の資料の開示を求めたものであるが，復命書の「2-1 出現した心身の症状等に関する事項」，「3-1 業務による心理的負荷の有無及びその内容」，「3-2 業務による心理的負荷の有無及びその内容」の「調査結果」の欄のほぼ全て，「5-1 主治医・産業医等の意見」についても相当の割合で不開示とされている。また，審査請求人の勤務先である特定会社の役員，従業員からの聴取結果，面談結果については，その内容が全て不開示となっている。

不支給決定の判断に直接結びついている復命書の調査結果及び調査結果の判断根拠となっている特定会社の役員，従業員からの聴取結果，面談結果が全てあるいはほぼ全てが不開示とされた結果，審査請求人は，不支給決定がなされた理由を全く知ることができない状況に陥っている。

労災の支給は審査請求人の生命，健康，生活又は財産の保護に必要なものであるから，法14条2号ただし書口に該当するし，労災不支給決定については処分取消の訴訟提起を行うので，訴訟提起がなされれば国の反論のための証拠として開示されることが予定されているのであるから，法14条2号ただし書イにも該当する。よって，法14条2号に該当するとして不開示とした部分は開示をしなければならない。

次に，法14条3号に該当するとして不開示とされた部分についても，本件は審査請求人が労災請求をするという事案であるところ，法14条3号に該当する情報には当該法人等の権利，競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがある情報はなく，また通例として開示されないとされている情報はなく，また，かかる情報を不開示とする合理的理由は皆無であるから，法14条3号イ及びロには該当しない。よって，法14条3号に該当するとして不開示とされた部分は開示をしなければならない。

最後に，法14条7号柱書きに該当するとして不開示とされた部分についても，労働基準行政機関が行う事務の適正な遂行に支障が生じるような情報はなく，当該事務への実質的な支障は一切なく，そのようなおそれが生じるが蓋然性もない（原文ママ）のであるから，法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした部分は開示しなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は，平成29年8月28日付けで，処分庁に対して，法12条1項の規定に基づき，「私が平成29年特定月日付で特定労働基準監督署から通知を受けた労災不支給決定に至った判断基準，経緯のわかる調査結果復命書及び一切の資料」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人がその取消しを求めて，平成29年12月25日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で，別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報とは、「私が平成29年特定月日付で特定労働基準監督署から通知を受けた労災不支給決定に至った判断基準、経緯のわかる調査結果復命書及び一切の資料」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、2の①、3の①、4の①、8の①、9の①、10の①、11の①、12の①、13の①、14の①、16の①、17の①、19の①及び24の①の不開示部分は、審査請求人以外の自署、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2の②、3の②、4の②、8の②、9の②、10の②、11の②、12の②、13の②、14の②、16の②及び30の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号5、17の②及び24の②の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号17の③、19の②、20、21、26、27、28及び31の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていな内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を

受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2の②、3の②、4の②、8の②、9の②、10の②、11の②、12の②、13の②、14の②、16の②及び30の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号17の③、20、21、26、27、28及び31の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

れがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月13日 審議
- ④ 同年9月13日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年10月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成29年特定月日付で特定労働基準監督署から通知を受けた労災不支給決定に至った判断基準、経緯のわかる調査結果復命書及び一切の資料」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号33に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきと主張している。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

ア 通番2について

(ア) 29頁不開示部分は、調査復命書に引用された専門医の意見であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、18行目の不開示部分は、諮問庁が新たに開示する情報と同様の内容であり、31行目の不開示部分は、原処分において開示さ

れている情報であり、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。また、同様の理由により、これを開示しても労働基準監督機関の行う労災認定等の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- (イ) 32頁不開示部分は、調査復命書に記載した内容に関する資料名であり、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報に該当せず、また、審査請求人が知り得る情報と認められることから、これを開示しても、労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番5について

- (ア) 53頁不開示部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人の検査結果報告書に記載されている情報であり、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(イ) その余の部分について

当該部分は、審査請求人が受診している医療機関の医師の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の情報と認められ、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ウ 通番26について

当該部分は、使用者報告書を作成した担当者の部署及び職名が記載されており、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容と認められ、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番27について

当該部分は、特定事業場の印影であるが、原処分において開示されている情報と同様の内容と認められ、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

オ 通番28及び通番35について

当該部分は、特定事業場の事業概要及び審査請求人の労働条件に係る記載並びに特定事業場から特定労働基準監督署に提出された資料であるが、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関の行う労災認定等の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番29及び通番33について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が所属していた部署の従業員氏名及び時間外労働休日労働に関する協定届に記載された労働者を代表する者の職氏名は、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

キ 通番38について

当該部分は、審査請求人の健康診断受診状況及び審査請求人を対象とした面談の概要が記載されている。

審査請求人の健康診断受診状況は、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報とは認められない。また、面談の概要は、面談者について、同号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。また、同様の理由

から、これらを開示しても、労働基準監督機関の行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1について

当該部分は、「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄であり、関係者の氏名が記載されており、かつ、被聴取者には○印が付記されている。

関係者の氏名及び被聴取者であることを示す○印の有無は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番3について

当該部分は、地方労災医員の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、署名及び印影についてまで開示する慣行があるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番5及び通番7について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番10, 通番12, 通番14, 通番16, 通番18, 通番20, 通番22, 通番24及び通番26について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の氏名、審査請求人との間柄、住所、職業、生年月日、署名、印影、所属、電話番号及びFAX番号であり、それぞれ氏名と一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

(ア) 通番9及び通番34は、特定健康保険組合、特定事業場又は特定団体の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められることから、これを開示すると当該組織の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番30は、一般に公にされていない特定事業場の内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると安全確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番2のうち、特定労働基準監督署の担当官が聴取した審査請求人以外の第三者の職氏名の記載部分については、被聴取者ごとに法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査

請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2（上記（ア）を除く。）、通番4、通番6、通番8、通番11、通番13、通番15、通番17、通番19、通番21、通番23及び通番25については、特定労働基準監督署の担当官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容又は医師から提出を受けた意見であり、これらを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番38について

当該部分は、審査請求人以外の個人の署名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

通番28、通番31、通番32、通番36、通番37及び通番39については、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された特定事業場の報告内容及び資料であり、これらを開示すると、当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書において、法14条2号ただし書口該当性について、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であり、同号ただし書口に該当すると主張している。

しかしながら、当該部分を審査請求人に開示することについて、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、東京労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、東京労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象文書 名	3 通 番	4 諮問庁が「不開示を 維持する部分」として いる部分	5 不開示情 報 (法14条 該当号)			6 開示すべき部 分
				2 号	3 号 イ	7 号 柱 書 き	
1	精神障害の 業務起因性 判断のため の調査復命 書	1	① 3 2 頁「事業場（所 属部署）内における当 該労働者の位置づけ」 欄不開示部分	○			
		2	② 5 頁ないし 6 頁不開 示部分， 8 頁不開示部 分， 9 頁左から 4 つ目 枠内 1 行目ないし 1 2 行目， 2 1 行目ないし 最終行目， 1 0 頁ない し 1 9 頁不開示部分， 2 1 頁ないし 2 2 頁不 開示部分， 2 3 頁左か ら 4 つ目枠内不開示部 分， 「認定事実」欄 4 行目 4 2 文字目ないし 5 行目 4 文字目， 2 5 頁「調査結果」欄不開 示部分， 「認定事実」 欄 7 行目 1 1 文字目な いし 4 1 文字目， 8 行 目 4 0 文字目ないし最 終文字， 2 7 頁不開示 部分， 2 9 頁不開示部 分， 3 2 頁「当該労働 者の日常業務」欄不開 示部分	○		○	2 9 頁専門医の 意見欄 1 8 行目 1 文字目ないし 6 文字目， 3 1 行目 2 3 文字目 ないし 2 5 文字 目， 3 2 頁「当 該労働者の日常 業務」欄 1 行目 不開示部分

2	意見書①	3	① 2 頁労災医員署名及び印影, 3 頁ないし 4 頁割印	○			
		4	② 2 頁 2 7 行目 9 文字目ないし 2 9 行目 2 4 文字目, 3 頁医師意見の不開示部分	○		○	
3	意見書②	5	① 1 頁医師署名及び印影, 4 0 頁診療担当者署名及び印影, 4 2 頁診療担当者署名及び印影, 調剤担当者署名及び印影, 5 3 頁不開示部分, 5 5 頁印影	○			1 頁医師署名及び印影, 4 0 頁診療担当者署名及び印影, 4 2 頁診療担当者署名及び印影, 5 3 頁不開示部分, 5 5 頁印影
		6	② 1 頁医師意見の不開示部分, 2 頁不開示部分	○		○	
4	意見書③	7	① 1 頁医師署名及び印影, 2 頁印影	○			
		8	② 1 頁医師意見の不開示部分, 2 頁医師意見の不開示部分	○		○	
5	診療報酬明細書	9	1 頁印影		○		
6	聴取書①		—				
7	電話聴取書①		—				
8	面談記録①	1 0	① 1 頁氏名欄不開示部分	○			
		1 1	② 1 頁 1 0 行目ないし 2 頁 5 行目	○		○	
9	聴取書②	1 2	① 1 頁住所, 職業, 氏名, 生年月日の数字部分, 9 頁 1 8 行目署名及び印影	○			
		1	② 1 頁 8 行目ないし 9	○		○	

		3	頁 1 7 行目 (ただし項番を除く。)				
1 0	電話聴取書 ②	1 4	① 1 頁照会先, 電話欄 不開示部分	○			
		1 5	② 1 頁 9 行目ないし 7 頁 8 行目 (ただし照会 者氏名部分を除く。)	○		○	
1 1	聴取書③	1 6	① 1 頁住所, 職業, 氏 名, 生年月日の数字部 分, 6 頁 4 行目署名及 び印影	○			
		1 7	② 1 頁 8 行目ないし 6 頁 3 行目 (ただし項番 を除く。)	○		○	
1 2	聴取書④	1 8	① 1 頁住所, 職業, 氏 名, 生年月日の数字部 分, 7 頁 9 行目署名及 び印影	○			
		1 9	② 1 頁 8 行目ないし 7 頁 8 行目 (ただし項番 を除く。)	○		○	
1 3	聴取書⑤	2 0	① 1 頁住所, 職業, 氏 名, 生年月日の数字部 分, 8 頁 7 行目署名及 び印影	○			
		2 1	② 1 頁 8 行目ないし 8 頁 6 行目 (ただし項番 を除く。)	○		○	
1 4	電話聴取書 ③	2 2	① 1 頁照会先, 電話欄 不開示部分	○			
		2 3	② 1 頁 9 行目ないし 2 頁 2 0 行目	○		○	
1 5	申立書		—				
1 6	面談記録②	2 4	① 1 頁氏名欄不開示部 分	○			
		2	② 1 頁 1 0 行目ないし	○		○	

		5	20行目不開示部分				
1 7	使用者報告書	2 6	①1頁担当者部署, 氏名欄8文字目ないし12文字目, 15頁11行目, 12行目4文字目ないし12文字目, 13行目4文字目ないし12文字目	○			1頁担当者部署欄1文字目ないし3文字目, 氏名欄8文字目ないし12文字目
		2 7	②1頁事業主印影		○		全て
		2 8	③1頁12行目ないし17行目, 19行目ないし22行目, 24行目, 2頁2行目6文字目以降, 3行目10文字目以降, 4行目9文字目以降, 7行目, 9行目, 11行目, 12行目6文字目以降, 13行目7文字目以降, 14行目11文字目以降, 15行目9文字目以降, 16行目, 17行目10文字目以降, 19行目, 3頁2行目, 4行目8文字目以降, 5行目5文字目以降, 6行目10文字目以降, 7行目12文字目以降, 8行目6文字目以降, 9行目8文字目以降, 10行目6文字目以降, 11行目11文字目以降, 12行目5文字目以降, 15行目7文字目以降, 17行目, 19行目5文		○	○	1頁12行目ないし17行目, 19行目ないし22行目, 24行目, 2頁7行目, 9行目, 11行目, 12行目6文字目以降, 13行目7文字目以降, 14行目11文字目以降, 15行目9文字目以降, 16行目, 17行目10文字目以降, 19行目, 3頁2行目, 4行目8文字目以降, 5行目5文字目以降, 6行目10文字目以降, 7行目12文字目以降, 8行目6文字目以降, 9行目8文字目以降, 10行目6文字目以降, 11行目12文字目以降, 12行目5文字目以降, 15行目7文字目以降, 17行目, 19行目5文

			<p>字目以降， 20行目5 文字目以降， 22行目 7文字目以降， 23行 目6文字目以降， 4頁 「(2)被災労働者の 日常業務(業務内容， 困難度，密度，職場に おける立場等)」欄1 行目ないし4行目， 5 頁3行目ないし4行 目， 7行目ないし8行 目， 11行目， 13行 目， 16行目ないし1 7行目， 20行目， 6 頁3行目， 5行目， 8 行目， 11行目， 13 行目， 7頁9行目， 1 1行目， 14行目， 1 7行目， 20行目， 8 頁15行目， 18行 目， 20行目， 9頁2 行目9文字目以降， 4 行目， 6行目7文字目 以降， 8行目ないし1 1行目， 13行目10 文字目以降， 11頁4 行目ないし12頁28 行目， 13頁ないし1 4頁</p>				<p>文字目以降， 1 1行目11文字 目以降， 12行 目5文字目以 降， 15行目7 文字目以降， 1 7行目， 19行 目5文字目以 降， 20行目5 文字目以降， 2 2行目7文字目 以降， 23行目 6文字目以降</p>
1 8	会社案内		—				
1 9	組織図等	2 9	① 2頁従業員氏名(担 当取締役を除く。)， 3頁従業員氏名(取締 役を除く。)	○			全て
		3 0	② 3頁内線番号， 4頁		○		

20	事業場提出資料①	31	1頁ないし4頁		○	○	
21	事業場提出資料②	32	1頁ないし2頁		○	○	
22	就業規則		—				
23	給与規程		—				
24	時間外労働・休日労働に関する協定届	33	① 1頁労働者側代表者所属氏名	○			全て
		34	② 1頁印影		○		
25	履歴書等		—				
26	事業場提出資料③	35	1頁		○	○	全て
27	事業場提出資料④	36	1頁ないし56頁		○	○	
28	事業場提出資料⑤	37	1頁ないし14頁		○	○	
29	貸金台帳		—				
30	健康診断成績表	38	1頁左上枠内手書き部分、「指示事項」欄手書き部分、11頁「指示事項」欄手書き部分、19頁「指示事項」欄手書き部分	○		○	1頁左上枠内手書き部分、「指示事項」欄手書き部分1行目ないし8行目19文字目、11頁「指示事項」欄手書き部分1行目、2行目、4行目ないし14行目、19頁「指示事項」欄手書き部分1行目ないし15行目

3 1	事業場提出 資料⑥	3 9	1頁ないし <u>13</u> 頁		○	○	
3 2	診断書等		—				
3 3	関連資料		—				

注) 理由説明書・別表の文書番号 1 7 及び文書番号 3 1 の下線部に誤植があり、
当審査会事務局で訂正した。